

エコツーリズム推進法の枠組みについて

エコツーリズムとは

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動

背景

- 環境問題への関心の高まり
→実際に自然とふれあい、その仕組みを理解することが重要
- 観光による自然への悪影響(踏み荒らし、ゴミ散乱、混雑等)
→自然保護に配慮した観光の推進

推進の枠組み

基本理念

- 自然環境への配慮
- 観光振興への寄与
- 地域振興への寄与
- 環境教育への活用

政府がエコツーリズム推進の基本方針を策定

地域ぐるみの推進体制の構築

- 市町村は、事業者、NPO等、専門家、土地所有者、関係行政機関等による協議会を組織できる。
- 協議会はエコツーリズム推進全体構想を作成し、エコツーリズムを推進。
→ エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源(動植物の生息地等)の保護措置等を規定。

全体構想の認定・保護措置

- 市町村は、主務大臣に対し、全体構想の認定を申請できる。
- 認定された全体構想に係るエコツーリズムについては、国が広報に努めるとともに、各種許認可等で配慮。
- 市町村は、認定された全体構想に基づき、保護を図るべき特定自然観光資源を指定できる。→汚損・損傷等の禁止、利用者の数の制限等が可能。

※主務大臣：環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣